

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：地域防災計画、洪水ハザードマップ)

当市の地域防災計画及び洪水ハザードマップによると、宝満川沿岸地域一帯が0.5～5.0m以上の範囲で浸水の可能性があるとされている。特に、端間橋下流域では広範囲にわたって浸水区域が指定されており、中でも赤川地区では、浸水深度が5.0m以上になる可能性が予想されている。また、大型商業施設が立地する大保地区では3.0～5.0m未満の浸水が予想されている。

(土砂災害)

当市では、津古区、三沢区、希みが丘区、三国が丘2区、横隈区の一部のエリアが土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域に指定されている。

(地震：地域防災計画)

当市の地域防災計画によると、水縄断層西部及び警固断層南東部の活断層が当市に最も影響を及ぼすとされており、地震が発生した場合、市域において震度6強又は6弱の揺れがあると予想されている。

(その他)

市内では、これまでも多くの風水害に見舞われてきた。大きな被害を受けたものとしては、昭和28年6月の筑後川の氾濫による大水害、昭和38年の宝満川沿いの集中豪雨による大水害であり、人的被害や住家被害が発生した。ここ最近では、平成30年7月豪雨、令和元年7月・8月の豪雨によって、一部地域で建物の床上・床下浸水の被害が発生している。

また、近年では、平成3年の台風17号・19号に伴う暴風により多数の住宅等が被害を受けた。

地震については、平成28年(2016年)熊本地震の際に、震度5弱を観測した。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 1,374人

・小規模事業者数 1,104人

【内訳】(※商工業者・小規模事業者数は平成30年度の商工会実態調査によるもの)

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	147	111	市内に広く分散している。
	製造業	47	35	市北東部の干潟工業団地、市東部の上岩田工業団地周辺に多い。
	卸売業	64	46	市内に広く分散している。

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	小売業	343	247	市内西鉄電車駅（味坂・端間・小郡・大保・三沢・三国が丘・津古駅）周辺に多い。大型商業施設は、大保地区の七夕通り沿いにあり宝満川が隣接している。
	飲食・宿泊業	150	117	飲食業は、市内西鉄電車駅（小郡・大保・三沢駅）周辺に多い。七夕通り沿い大保地区の宝満川に隣接している大型商業施設内にも数店ある。宿泊業は、北西部の山手に多い。
	サービス業	453	448	市内に広く分散している。
	その他	170	100	市内に広く分散している。
	合計	1,374	1,104	商工業者（小規模事業者を含む）は、全体的に西鉄電車の駅周辺と甘木鉄道松崎駅周辺のほか、市内を横断している国道500号線沿い、縦断している主要地方道久留米小郡線（七夕通り）沿いに事務所、店舗を有している。

### （3）これまでの取組

#### 1) 当市の取組

- ・地域防災計画、水防計画及び避難勧告等の発令・伝達マニュアル等の策定
- ・水防訓練・防災訓練の実施
- ・食料・飲料水・防災備品等の備蓄体制の構築
- ・自主防災組織の体制強化
- ・災害情報等伝達手段の多様化
- ・災害対策本部等の災害対応能力の強化
- ・地域での防災研修、防災訓練の実施

#### 2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・巡回訪問による事業者BCP策定の推進と策定支援
- ・全国商工会連合会のビジネス総合保険や業務災害保険への加入促進
- ・けが、生命、業務災害、休業対応といった災害時のリスクについての補償に関する役員向け講習会等を福岡県商工会連合会に講師を派遣いただき実施
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、飲料水等）を備蓄
- ・三井消防署による防災訓練の実施

## II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

### Ⅲ 目標

- ・災害時におけるリスクに対する情報に対して、当会と当市との間で地区内の小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事業者BCPの策定等の事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

上記の項目により、当会及び当市が小規模事業者に対して、従業員や顧客・来場者の安全の確保、二次災害の防止、経済活動の維持（燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応や取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続等）、地域への貢献といった役割を認識させ、災害時行動マニュアルの作成等の防災体制の整備や防災訓練の実施に努めていただくよう支援する。また、災害時にはこれらの役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。

#### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

- ・当市の地域防災計画等との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回訪問や窓口相談時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・令和3年3月31日までに作成。

### 3) 関係団体等との連携

- ・「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社福岡支店」「福岡県火災共済協同組合」「東京海上日動火災保険株式会社福岡中央支店」と連携協定を結び、専門家（講師）の派遣を依頼し、域内の小規模事業者（会員事業者以外も対象）に対して災害対策等の支援を実施する。

「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社福岡支店」

- ・普及啓発セミナー、BCPセミナーへの講師派遣による共催
- ・専門家に同行いただき、災害リスクの周知や損害保険の説明・紹介・見直し提案による加入推進を実施
- ・災害リスクの説明・対策提案等によるBCP策定支援
- ・関係機関への掲示依頼をする普及啓発ポスター制作への助言

「福岡県火災共済協同組合」

- ・損保会社の専門家に同行いただき、損害保険の紹介による加入推進を実施
- ・個別相談会に専門家の派遣を依頼し、災害リスクの説明・診断・対策提案等を実施
- ・関係機関への掲示依頼をする普及啓発ポスター制作への助言

「東京海上日動火災保険株式会社福岡中央支店」

- ・普及啓発セミナー、BCPセミナーへの講師派遣による共催
- ・損保会社の専門家に同行いただき、災害リスクの周知や損害保険の内容を説明し、加入推進を実施する。
- ・BCP策定ひな形の提供等によるBCP策定の提案
- ・関係機関への掲示依頼をする普及啓発ポスター制作への助言

### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・小郡市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会正副会長3名、事務局長、経営指導員3名 当市商工関係部署の部長、課長、係長）を年2回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（風水害、土砂災害、震度6強以上の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## < 2. 発災後の対策 >

- ・発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
職員自身の目視や職場周辺でのメディア情報、公共の交通機関運行状況により、命の危険

を感じるような降雨や災害の発生が確認できた場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、気象警報解除後や公共の交通機関の運行開始時に出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・市内と職員自身の大まかな被害状況を確認し、職員間において3日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

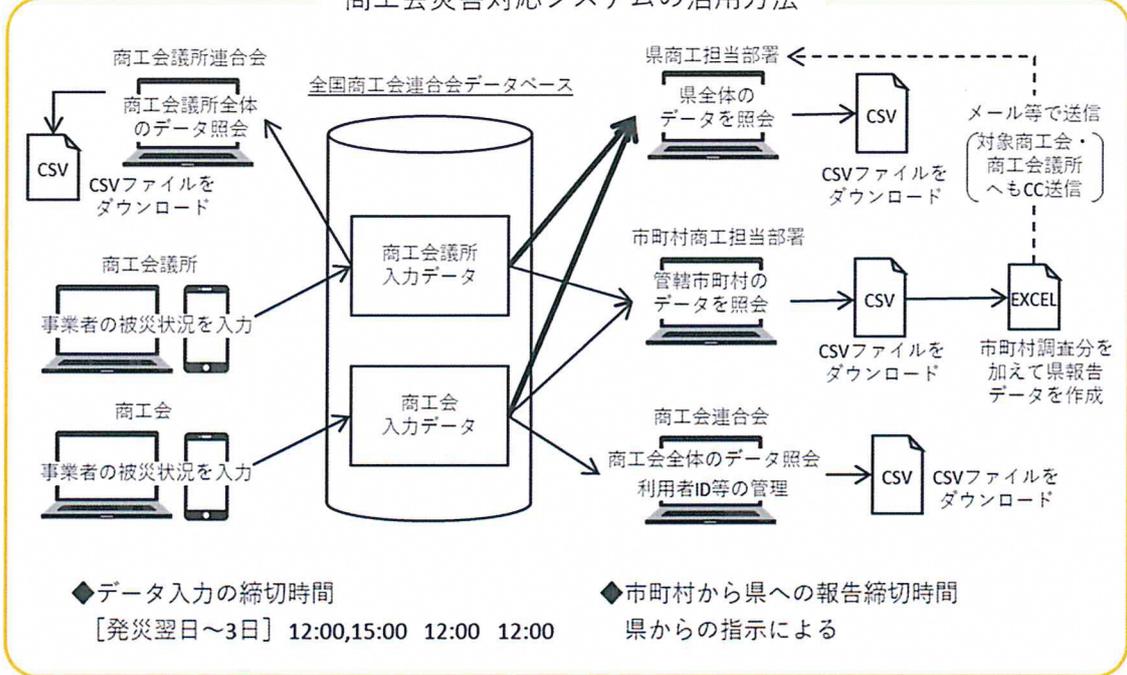
発災翌日	12:00と15:00に共有
発災2日目～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

### < 3. 発災時における連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当市より県の商工担当部署へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、小郡市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当市は県からの指示により報告する。

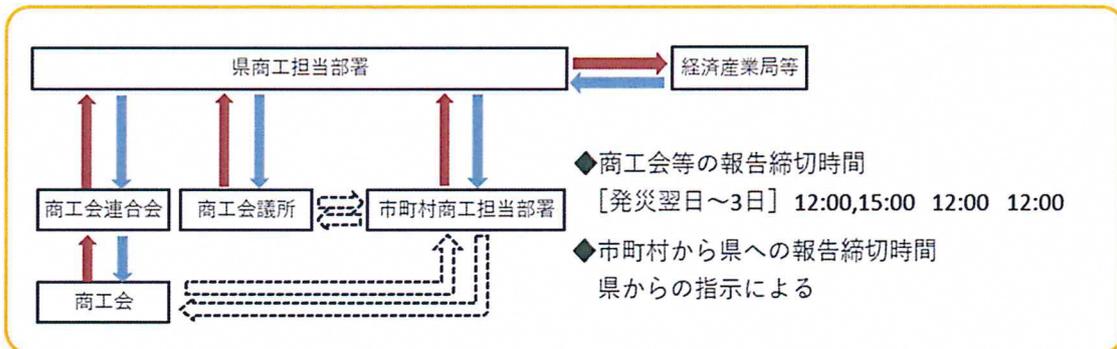
①システム利用可能時

商工会災害対応システムの活用方法



②システム不具合発生時

・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



※また、当会は被害状況を9. 様式集に規定する様式Iに記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I  
福岡県中小企業振興経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：(メールアドレス keijishien@pref.fukuoka.lg.jp)】  
令和○年○月○日の大雨による商工被害状況  
提出日：令和○年○月○日

団体名：  
記入担当者：

記入例	被害箇所		被害状況			区分 (都庁・県庁・市町村)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	
○	○	○	○	○	○	<small>都庁・県庁・市町村に報告する場合は、都庁・県庁・市町村のホームページに掲載されている被害状況報告書(様式I)を参照してください。</small>
△	△	△	△	△	△	
1						
2						
3						

※前日までに到着していた箇所は削除せずに、前項情報を追記して行ってください。 ※用紙が足りない場合はコピーしてご利用ください。  
※既に到着済みの被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて到着をお願いたします。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、小郡市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

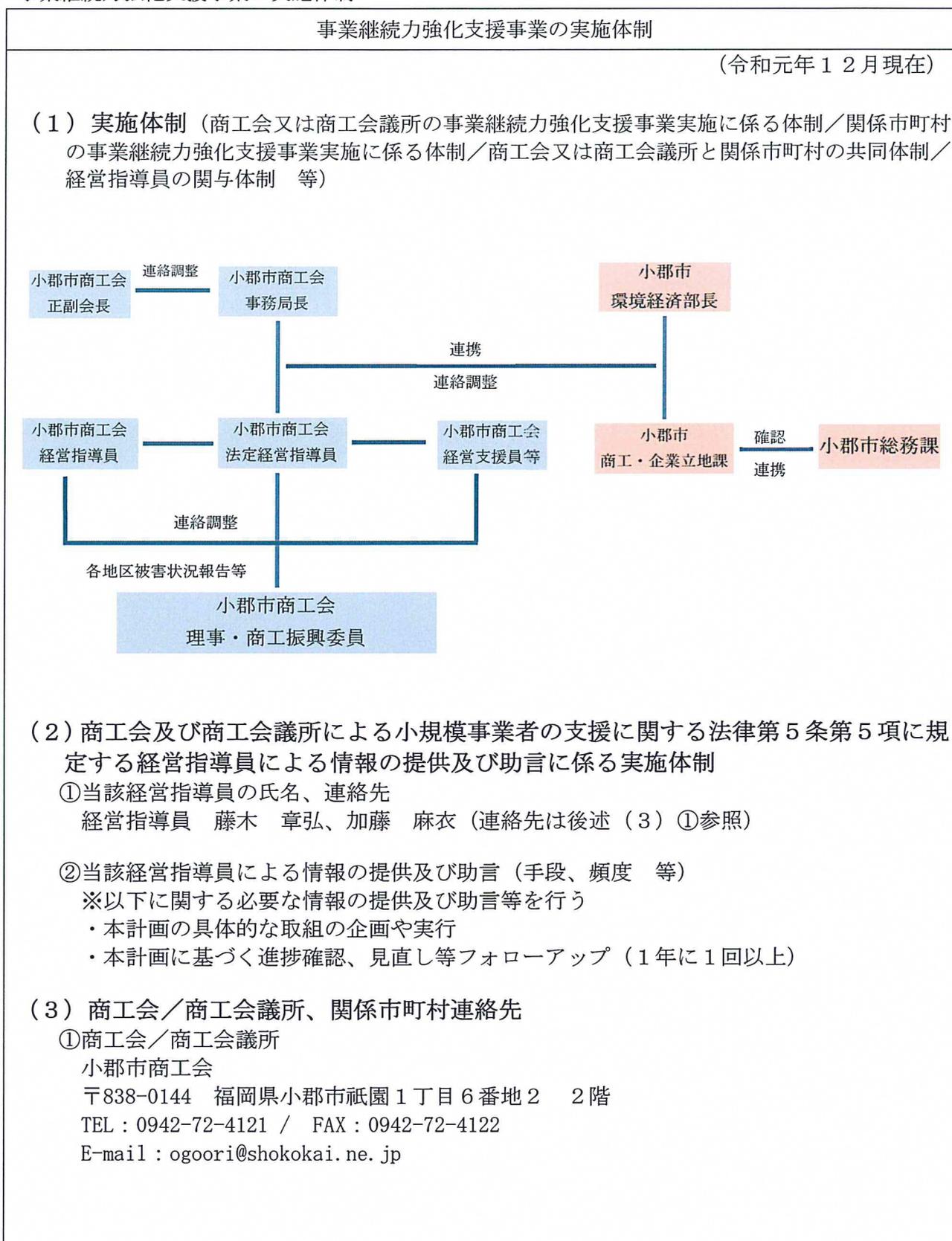
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②関係市町村

小郡市役所 環境経済部 商工・企業立地課  
 〒838-0198 福岡県小郡市小郡255番地1 南別館 3階  
 TEL: 0942-72-2111 (内線142) / FAX: 0942-72-5050  
 E-mail: shoko@city.ogori.lg.jp

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	705	623	705	623	705
・協議会運営費 (会議費・専門家謝金・旅費・資料費等)	200	200	200	200	200
・講習会等開催費 (講師謝金・旅費・資料費等)	150	150	150	150	150
・印刷製本費 講習会チラシ(1,500枚)、 防災パンフレット(500部)、 普及啓発ポスター(100枚) 等作成費[※パンフレットは、 令和2、4、6年度に作成]	265	183	265	183	265
・通信費 (チラシ等郵送代)1,100通	90	90	90	90	90

調達方法

福岡県補助金、小郡市補助金、受講料 等

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
<p>①あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店 〒812-0018 福岡県福岡市博多区住吉 2-9-2 代表者 支店長 横山 和弘 TEL : 092-282-6534/FAX : 092-282-6401 E-mail : mikio-nakashima@aioinissaydowa.co.jp</p> <p>②福岡県火災共済協同組合 〒812-0046 福岡県福岡市博多区吉塚本町 9 番 1 5 号 福岡県中小企業振興センタービル 8 F 代表者 理事長 城戸 津紀雄 TEL : 092-622-8071/FAX : 092-622-8838 E-mail : info@fkyosai.com</p> <p>③東京海上日動火災保険株式会社 福岡中央支店 〒812-0024 福岡県福岡市博多区綱場町 3-3 代表者 支店長 諸橋 直人 TEL : 092-281-8344/FAX : 092-281-8354 E-mail : atsushi.gotou2@tmnf.jp</p>
連携して実施する事業の内容
<p>①あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店との連携</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・講師を派遣していただき小規模事業者に対する普及啓発セミナーやBCPセミナーを共催</li><li>・小規模事業者への巡回訪問時に同行し、災害リスクの説明や対策の助言、損害保険の紹介や見直し提案等による加入推進の実施</li><li>・小規模事業者を対象としたセミナーや巡回訪問等時の対策提案によるBCPの策定支援を実施</li><li>・関係機関への掲示依頼をする普及啓発ポスター制作への助言</li></ul> <p>②福岡県火災共済協同組合との連携</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・小規模事業者等への周知活動の際に、損保会社の専門家に同行いただき、損害保険の紹介や内容説明をし、加入推進を実施</li><li>・専門家の派遣により小規模事業者を対象とした個別相談会を開催し、災害リスクの説明・診断・対策提案等を実施</li><li>・関係機関への掲示依頼をする普及啓発ポスター制作への助言</li></ul> <p>③東京海上日動火災保険株式会社 福岡中央支店との連携</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・講師を派遣していただき小規模事業者に対する普及啓発セミナーやBCPセミナーを共催</li><li>・小規模事業者への巡回訪問時に同行し、災害リスクの周知や損害保険の内容を説明し、加入推進を実施</li><li>・BCPセミナー等において、ひな形を提供し、BCPの策定を提案</li></ul>

・関係機関への掲示依頼をする普及啓発ポスター制作への助言

連携して事業を実施する者の役割

①あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店 (連携体制図等①を参照)

住所：福岡県福岡市博多区住吉2-9-2

代表者：支店長 横山 和弘氏

役割

- ・普及啓発セミナー、BCPセミナーへの講師派遣
- ・巡回訪問時に同行し災害リスクの説明や対策への助言、損害保険の見直し・紹介・提案等により加入推進の実施と契約手続き
- ・小規模事業者へのBCP策定支援
- ・普及啓発ポスター制作時の助言と関係機関への掲示依頼

効果

小規模事業者が災害に対する事前対策を図れ、災害が発生した際には、損害保険での補償やBCPの実行で事業活動の中断期間の短縮等につながり、事業を廃止すると言った最悪の結果を減少させる事が見込まれる。

②福岡県火災共済協同組合 (連携体制図等②を参照)

住所：福岡県福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル8F

代表者：理事長 城戸 津紀雄氏

役割

- ・巡回訪問時に同行し、損害保険の紹介による加入推進の実施と契約手続き
- ・個別相談会へ専門家を派遣し、災害リスクの説明・診断・対策提案
- ・普及啓発ポスター制作時の助言と関係機関への掲示依頼

効果

小規模事業者が災害リスクを事前に把握し、損害保険の見直し・契約により、災害に対するリスク対策を図る事ができる。

③東京海上日動火災保険株式会社 福岡中央支店 (連携体制図等③を参照)

住所：福岡県福岡市博多区綱場町3-3

代表者：支店長 諸橋 直人氏

役割

- ・普及啓発セミナー、BCPセミナーへの講師派遣
- ・巡回訪問時に同行し災害リスクの周知や損害保険の内容の説明により、加入推進の実施

と

契約手続き

- ・小規模事業者へのBCPひな形の提供により、策定意識の向上を図る。
- ・普及啓発ポスター制作時の助言と関係機関への掲示依頼

効果

小規模事業者が災害リスクを知る事により、BCPの策定が重要であることを認識し、併せてひな形提供等によりBCP策定に対する取組を促進する。

連携体制図等

